

雇用保険(基本手当)の受給要件

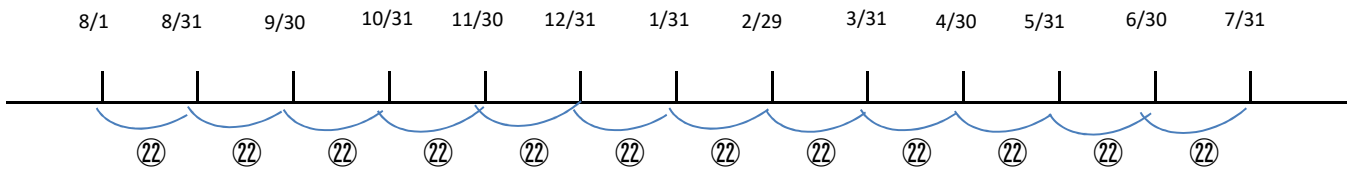
雇用保険の基本手当の受給資格は、原則として、離職前2年間に被保険者期間(※1)が12カ月(※2)以上必要となります。

(※1) 過去に雇用保険の受給手続きをされた場合は、支給の有無にかかわらず、手続きをされた後の被保険者であった期間のみが算定されることになります。

(※2) 離職日から1カ月ごとに区切った期間に賃金が支払われた日数が11日以上ある月、または、賃金支払いの基礎となった労働時間数が80時間以上ある月(下線部の対象者は離職日が令和2年8月1日以降の方です)を1カ月として計算します。

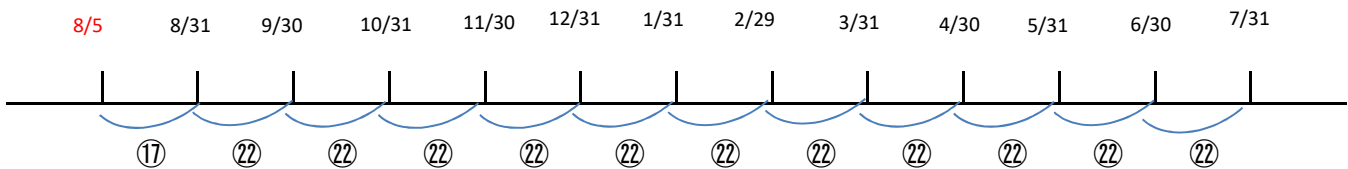
ただし、倒産・解雇等の理由により離職した場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した場合は、離職前1年間に被保険者期間が通算して6カ月以上必要です。

(例示1) 令和元年8月1日就職、令和2年7月31日離職



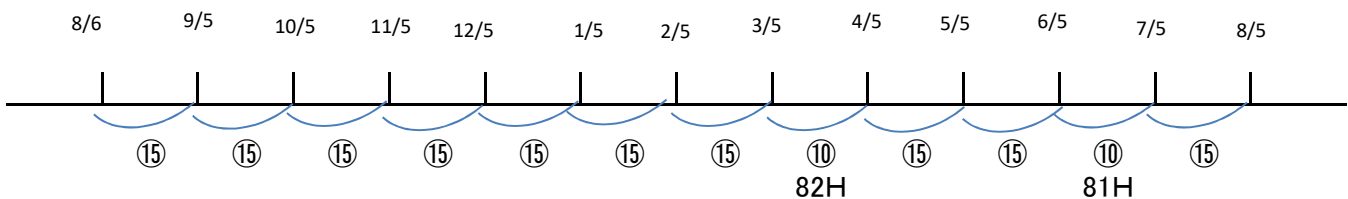
この場合の被保険者期間は12カ月である。→ 受給資格あり。

(例示2) 令和元年8月5日就職、令和2年7月31日離職



この場合の被保険者期間は11カ月と1/2カ月である。→ 単独では受給資格なし。

(例示3) 令和元年8月6日就職、令和2年8月5日離職



賃金の算定基礎日数は10日であるが、月の労働時間が80時間以上のため1カ月と換算。被保険者期間は12カ月である。 → 受給資格あり。

